

## 共生型生活介護 気仙沼地域福祉事業所すろーらいふ 運 営 規 程

### (事業の目的)

第1条 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団が開設する気仙沼地域福祉事業所すろーらいふ（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく共生型生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者（以下、利用者）という。に対し、適正な生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、當時介護を要する利用者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 気仙沼地域福祉事業所すろーらいふ
- 2 所在地 宮城県気仙沼市台 249 番地 3
- 3 電話番号 0226-25-7281 FAX (25-7291)

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 兼 看護師（機能訓練指導員） 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。  
看護師は、利用者の日常生活上の健康管理に関するこを行なう。
- 2 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助などの生活指導を行う。

- 3 介護職員 2名以上

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日

ただし、8月13日から8月16日及び12月29日から1月3日までを除く

- 2 休業日 土曜日、日曜日、祝日

- 3 営業時間 8時30分から17時30分

ただし、上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。

- 4 サービス提供時間 9時00分から16時30分まで

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、介護保険事業利用者と合わせて15名とする。

(主たる対象者) \*主たる対象者の特定内容に応じて記載。

第7条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害、細分なしの別）

知的障害者

精神障害者

難病等対象者

(指定生活介護の内容)

第8条 この事業所が提供する指定生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 生活介護計画の作成

- 2 食事の提供

- 3 入浴又は清拭

- 4 身体の介護

- 5 機能訓練

- 6 創作的活動

- 7 生産的活動

- 8 余暇活動

- 9 健康管理

- 10 利用者又は家族に対する相談及び助言

(利用者から受領する費用の額等)

- 第9条 事業所は、指定生活介護を提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、事業所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用として厚生労働大臣が定める額
  - 二 創作的活動又は生産活動に係る材料費
  - 三 日用品費
- 四 その他事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 事業所は、前3項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
- 5 事業所は、第3項に係る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者の同意を得るものとする。

食事費	1食につき 650円
おむつ代、レクリエーションにかかる費用	おむつ代 100円、パット代 50円 (利用者が希望した場合に提供)
事業実施地域外への送迎（交通費）	事業実施地域外を超える地点から片道 30円／1Km
時間外サービス	1時間につき 1500円（消費税込）※実費負担を除く
制度外サービス	要介護に応じた1回あたりの10割負担相当金額

(通常の事業の実施地域)

- 第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

気仙沼市内全域

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第11条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことをおこなってはならないものとする。

(緊急時における対応)

- 第12条 事業所の従業者は、指定生活介護の提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない

らない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第14条 事業所は提供した指定生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定生活介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した指定生活介護に関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 従業者に対する虐待の発生及び再発の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施
- (6) 虐待防止委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
- (7) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施指針の整備

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第18条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果について従業者への周知徹底。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備。
- (3) 従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに

## 訓練の定期的な実施

### (業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### (その他運営に関する重要事項)

- 第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用1ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
  - 3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
  - 4 事業所は、利用者に対する生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定を提供した日から5年間保存するものとする。
  - 5 事業所は、生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が連絡調整に、できる限り協力するものとする。
  - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、一部変更し令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。